

令和6年第12回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和6年12月11日（水） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6－1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司
山口 貴範 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明
林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均
松野 芳正 ・ 清水 健吉 ・ 高橋美穂子 ・ 永田 俊幸
野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 窪田 博 ・ 栢原 修司
神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 高橋 正男
田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美 ・ 林 俊朗
平手 金治 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典
宮部 辰男 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖
山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主査	中村 修	主任	加藤 明生
主事	桂川 裕貴	主事	藤野 元志
主事	江川 充洋		

議 事

- 議案第 51 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 52 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 53 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 54 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第 55 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 56 号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第 57 号 岐阜市農地利用最適化推進委員の決定について
-
- 報告第 38 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 39 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和6年第12回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号8番、林明委員、議席番号9番、林安廣委員の両委員、よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転7件、賃貸借による権利の設定1件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第51号について、説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について、確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、方県地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

次の3ページにまたがりまして、

3番、4番及び5番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。

6番、七郷地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。

267平方メートルの畑を譲渡人から譲り受け、取得後は野菜を栽培する予定です。

4ページをお願いします。

7番、七郷地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

8番、七郷地区の申請は、世帯内贈与による所有権移転です。

447 平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後は水稻を栽培する予定です。

9 番、合渡地区の申請は、農業経営へ参入するための賃借権設定です。
申請地では、デーツを栽培するものです。

10 番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
5 ページをお願いします。

11 番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。
以上でございます。

議長

ただいま、議案第 51 号について、事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。
それでは、1 番、黒野地区及び 2 番、方県地区は、事務局から説明いたします。

【野々村委員 離席】

小木曾主査

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畑を譲り渡すものです。
11 月 28 日に、農業委員及び農地利用最適化推進委員、受人と共に現地立会いを行いました。
申請地では、イチジクを栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないとのことです。
2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すものです。
11 月 28 日に、農地利用最適化推進委員及び受人と共に現地立会いを行いました。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、3 番、4 番及び 5 番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

3、4、5 番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、田及び畑を貸し出すものです。
11 月 26 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、枝豆、大根、ブロッコリー等の野菜を栽培される予定です。

借人は、借り受ける他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番、7番及び8番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

6番の申請は、農地の世帯内贈与です。

申請地では、引き続き野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

7番の申請は、農業経営の安定を図る受人に田を譲り渡すものです。

また、8番の申請は、農地の世帯内贈与です。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

9番の申請は、農業経営に参入したい借受人へ、田を貸し出すものです。

12月6日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

借受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

11月19日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き柿を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、11 番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎(和)委員

11 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。
11 月 22 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、ウメ、野菜を栽培される予定です。
受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
議案第 51 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 51 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

【野々村委員 復席】

議 長

続きまして、議案第 52 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 52 号について、説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
7 ページの総括表をご覧ください。
今回は、1 件、1,087.00 平方メートルです。
8 ページをお願いします。
1 番、合渡地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。
申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接

する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地ではありますが、転用目的が地域の農業の振興に資する施設である農業用倉庫の用に供するために行われるものであるため、許可し得るものです。

また、1番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、39ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、合渡小学校から東へ1kmほどの所です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第52号について、事務局から説明がありました。

1番合渡地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1番、合渡地区の申請について、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

1番の申請は、農業用倉庫として転用するものです。

11月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び申請人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第52号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第52号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、賃貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第53号について、説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は賃貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表をご覧ください。

今回は、5件、合計4,882.71平方メートルです。

11 ページをお願いします。

1 番、芥見地区の申請は、賃貸借により、建設業資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地であります。転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

また、1番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、40ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、藍川北中学校から北へ1kmほどの所です。

2 番、合渡地区の申請は、所有権移転により、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地であります。転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

また、2番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、41ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、合渡小学校から東へ1kmほどの所です。

3 番、合渡地区の申請は、所有権移転により、貸資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、3番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、42ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、合渡小学校から東へ1kmほどの所です。

4 番、三輪地区の申請は、所有権移転により、自宅の排水管敷設のため転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存敷地の面積の2分の1を超えないものに該当するため、許可し得るものです。

12 ページをお願いします。

5 番、網代地区の申請は、所有権移転により、店舗用駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 53 号について、事務局から説明がありました。

1 番芥見地区、2 番及び 3 番合渡地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1 番、芥見地区の申請について、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

1 番の申請は、建設業資材置場として転用するものです。

11 月 25 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借受人と共に現地立会を行いました。

立会の際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番及び 3 番、合渡地区の申請について、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

2 番の申請は、貸駐車場として転用するものです。

また、3 番の申請は、貸資材置場として転用するものです。

11 月 28 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会を行いました。

立会の際に申請地付近の農地、水路、民家について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第 53 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 53 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 54 号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 54 号について、説明いたします。

農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。

14 ページをお願いします。

1 番、芥見地区の申請は、令和 5 年 12 月 19 日付で農地法第 5 条許可済です。この度、砂利採取にかかる掘削及び埋戻し工程に遅れが生じ、農地復元への適切な養生期間を確保できないことから、一時転用期間の 6 ヶ月延長が必要であるため、事業期間を変更するものです。

変更後も事業計画に従って実施されることが確実であること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であることが認められるため、承認し得るものです。

また、1 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模案件になりますので、43 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用されている場所は、岩小学校から北へ 400m ほどの所です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 54 号について、事務局から説明がありました。

議案第 54 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 54 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 55 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 55 号について、説明いたします。

15 ページをお願いします。

今回は、1 件提出されており、明細は 16 ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、合計 1,110 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 55 号について、事務局から説明がありました。

議案第 55 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 55 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 56 号、特定農地の貸付けの承認について、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、議案第 56 号について、説明いたします。

特定農地貸付けとは、市民農園を開設するため、農地を複数の区画に分け、農業を職業としない利用者に貸し付け、利用者は余暇利用の一つとして、割り当てられた区画で農作業を行うもので、農地利用促進を図る一つの方法です。

農地を耕作目的で権利設定を行う場合は、農地法第 3 条の許可が必要となりますが、次の 5 つの条件すべてを満たしている場合は、農業委員会の承認により農地の貸借が可能となります。

5 つの条件とは、1 つ目、1 区画が 10 アール未満の貸し付けであること。2 つ目、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。3 つ目、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。

4つ目、5年を超えない貸付期間であること。5つ目、その者が所有する農地の貸付けに当たって、特定貸付農地の適切な管理及び運営を担保するなど、貸付協定を当該農地の所在地を管轄する市町村と締結していることです。

18 ページの申請明細をご覧ください。

1 番、本荘地区の申請地は、市街化区域内の畑で、面積が 366 平方メートル、貸付区画が 6 区画、貸付期間が最長で 5 年です。

貸付協定は、令和 6 年 10 月 18 日に締結されています。

この申請は、特定農地貸付けの 5 つの条件をすべて満たし、適正であると認められます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 56 号について、事務局から説明がありました。

議案第 56 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 56 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 57 号、岐阜市農地利用最適化推進委員の決定について、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第 57 号について、説明いたします。

7 月 31 日で、三里地区の農地利用最適化推進委員が辞任されたことに伴い、9 月に推薦及び募集を実施したところ、1 名の申し込みがありました。

その後、11 月 11 日の農業委員会役員会において農地利用最適化推進委員候補者の選定に関する意見聴取を実施いたしております。

加納啓吉（ひろよし）さんは、三里地区の農業に精通され、地元の信頼も厚いので、本議案を提出いたします。

なお、委嘱の期間は、本日から農業委員会委員の任期満了の日までとなっております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 57 号について、事務局から説明がありました。

議案第 57 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 57 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第 38 号から第 40 号について、事務局の説明を求めます。

小木曾主査

それでは、報告第 38 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について、説明いたします。

21 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、25 件、合計 51,117.97 平方メートルです。

続きまして、報告第 39 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

23 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を、耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、9 件、合計 3,202.00 平方メートルです。

明細は、24 ページから 25 ページです。

続きまして、報告第 40 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

27 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を、転用目的のため、権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、42 件、合計 22,801.00 平方メートルです。

明細は、28 ページから 38 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 6 年 11 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを、報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

小川農地利用
最適化推進委
員

柳津地区の農地利用最適化推進委員の小川です。

当地区に関しまして、依頼事項を述べさせていただきます。

当地区では、現在柳津地域ものづくり産業等集積地域計画ということで、大規模な面積について、一部工事が進められています。

お願いしたいことは、経済部内でも企業立地推進課、農林課や農業委員会事務局といった部署がございますが、道路、河川、上下水道等について工事が開始されていることもあり、各地区の情報の共有化、見える化をお願いしたいと思えます。

細かい情報は、自治会の回覧板で回ってはいますが、各担当部署は自身の担当事務のことしか把握しておらず、様々な質問等があっても要領を得なかったり、情報が欠落していたり、情報を入手するまでに時間がかかったりといったことが発生しております。

この点につき、特定の担当者を設置して各部署の情報を確認可能にする、あるいは情報を一元化するなどの方法があるかと思えます。

現在は、どちらかという情報が遅れて開示されているようです。

問題が発生する前に、ぜひとも情報の共有化、見える化をお願いしたいと思います。

私は、柳津町まちづくり協議会の理事を務めておりますが、10月23日の合同専門部会場で、市長より「この件に関しては、農業者に対しては絶対にご迷惑をかけません」との回答をいただいております。

各担当部署の長の方も、それに応えていただきたいと思います。

更に、想定される問題にも対応できるようリスク管理も併せてお願いいたします。

これにつきまして、梶下委員、江崎委員、岩佐委員にも担い手への細かい配慮といった面で、御意見をお願いいたします。

江崎(和)委員

私も、お話の協議会に、担い手の立場として参加しました。

会の中で、生産者や土地所有者の方から「その件について、わからない」といった声が、いくつか聞かれました。

その点については、生産者の立場に立って、事業を進めていただきたいと思います。

梶下委員

担い手の立場として感じますことは、我々に対して情報が周知されておらず、噂ばかりが飛び交っております。

今後の作業にも影響するので、情報の周知をぜひともお願いしたいと思います。

岩佐委員

農業と農地について関わりのあるのは、行政、農業委員会及び農協だと思います。ワンストップで情報が管理できていないのは事実なので、農協といたしましても、行政、農業委員会と相談しながら、担い手の方々が仕事しやすいように配慮していきたいと考えています。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。
ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 40 分閉会を宣す。